

---

## 平成22年第3回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成22年6月18日(金)

---

### 1. 議事日程第5号

平成22年6月18日(金) 午前10時開議

- 第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
  - 第2 討論
  - 第3 採決
  - 第4 議員派遣について
  - 第5 委員会の継続審査の付託について
  - 第6 議員発議
    - ・意見書(案)の提出について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
  - 日程第2 討論
  - 日程第3 採決
  - 日程第4 議員派遣について
  - 日程第5 委員会の継続審査の付託について
  - 日程第6 議員発議
    - ・意見書(案)の提出について
- 

出席議員(16名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10 番	清藤一憲

11番	江藤徳美	12番	秦時雄
13番	日隈久美男	14番	後藤勲
15番	片山博雅	16番	藤本勝美

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	小川敬文	議事係長	小野英一
------	------	------	------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長	松山照夫
財政課長	帆足博充	地域力創造課長	河島広太郎
税務課長	帆足一大	福祉保健課長	日隈桂子
住民課長	横山弘康	建設課長兼 公園整備室長	梶原政純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	宿利博実	商工観光振興 室長	河島公司
水道課長	村口和好	会計管理者兼 会計課長	麻生太一
人権同和啓発 センター所長	飯田豊実	学校教育課長	穴本芳雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大蔵順一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野田教世
わらべの館館長	中川英則	行政係長	石井信彦

---

午前10時00分開議

○議長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（藤本勝美君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長松本義臣君。

○総務常任委員長（松本義臣君） おはようございます。

総務常任委員会の報告を申し上げます。

平成22年第3回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案4件について、6月10日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

### 1 議案第45号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されることに伴い、少子化に対応し家族を構成する男女が生活の調和を図り得るよう環境を整備するための条例の一部を改正するものであります。

具体的には、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために通常勤務を請求した場合の深夜勤務、及び時間外勤務の制限の規定、及び育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理による条例の一部改正であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 2 議案第46号 玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されることに伴い、少子化に対応し家族を構成する男女が生活の調和を図り得るよう環境を整備するための条例を改正するためのものであります。

第2条、育児休業をすることができない職員の項で職員の配偶者の就業の有無や育児休業の有無等に関わりなく、職員は育児休業をすることができる。第2条の2では、子の出生の日及び8週間の期間内（出生の日から57日間以内）に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができる。また第3条では、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかに関わりなく、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上に経過した場合に、再度の育児休業をすることができる等の改正及び、育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理による条例の一部改正であります。

意見として、育児や子育てに関する労働環境が整っていない地元中小零細企業では、年次休暇も消

化できない状態である。行政として町内の一般企業にも推進方をお願いすべきだとの要望がだされました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第47号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、第3条（給与の種類）3項に法第25条第2項中の規定に基づき職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除することについて、これまで条例が未整備であったことから、今回条例の整備をするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 議案第48号 平成22年度玖珠町一般会計補正予算書（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,050万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,050万5,000円にするものであります。

今回の補正では、おもな事業内容として総合運動公園建設事業2億3,961万7,000円、辰ヶ鼻～帆足線側溝改修事業5,142万6,000円、口蹄疫対策事業関係368万7,000円、地域力創造、地域活性化対策7,250万円、その他として1,000万円であります。

次に、企画調整費の地域交通対策費補正額429万6,000円の内容説明については、「町内の循環バス及び交通空白地域に対する福祉バスの試行運転に伴う玖珠町地域交通協議会負担金である」との説明がありました。

また、口蹄疫対策では5月から市場が延期になっているため今後再開されたとき、子牛の販売価格が暴落する心配がある。その時には子牛価格補償、畜産経営所得補償等に町として万全の対策を願いたい。また、基金の取り崩し等最重点に行っていただきたい。との強い意見がだされました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案4件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長宿利俊行君。

○産業建設常任委員長（宿利俊行君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告をいたします。

平成22年第3回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました請願1件、陳情2件について、6月10日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、一旦暫時休憩を取り、陳情6号の玖珠九重農協梨部会部会長、神田茂樹氏の梨園外2件の

現地調査を行い被害の状況等を聞き取りました。

再開後、委員会次第により、請願第3号から審査しました。

請願第3号 肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応を求める意見書の提出に関する請願書

本請願は、大分県大分市大字古国府1220番地、大分県豊後牛生産者組織連絡協議会会長、清田満作氏より提出されたもので、紹介議員は松本義臣氏です。

請願事項は次のとおりです。

一．肉用子牛生産者補給金制度並びに肉用牛繁殖経営支援事業について、適用される平均販売価格は全国一律の平均価格であるが、今後、再開される九州管内の家畜市場価格については全国平均価格より大きく下落することが予想される。ついては、九州管内市場に上場する生産者に対し、特例として、同制度における販売平均価格について、九州管内の市場平均価格を適用し、更に、四半期毎の対応でなく、毎月ごとでの対応をして頂きたい。

一．肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、現在、生産者拠出金については搬出制限区域内の肥育牛生産者を対象に免除となっているが、搬出制限区域外の肥育牛生産者についても販売価格の下落、素牛導入が困難等、口蹄疫の影響は深刻である。ついては、九州管内の肥育牛生産者に対しても生産者拠出金を免除して頂きたい。

一．市町村等においては、今回の口蹄疫対策として、畜産農家等に対して独自の防疫対策及び経営支援事業を行っています。更に、口蹄疫の終息が全く予測できない今の状況下では、今後も、より一層の対策を進めていく必要があります。しかしながら、財政力の脆弱な市町村においては、これらの対策に要する経費が、市町村財政を圧迫していくことは必至です。ついては、市町村においてこれまで実施した独自事業、及び今後の対策に係る経費については特別交付税措置として頂きたい。

委員会では、国・県当局の動向も加味し入念な審査をした結果、本案は畜産経営の安定が不可欠であることから、本請願を全会一致で採択すべきものと決しました。

したがって、各議員の賛成が得られたら本請願の願意を当議会の意思として、国の関係機関に意見書の提出を用意します。

陳情第6号 梨の晩霜冷被害に関する陳情

本陳情は、玖珠町大字帆足357-1、玖珠九重農業協同組合代表理事組合長、衛藤俊弘氏及び玖珠九重農協梨部会部会長、神田茂樹氏より提出されたものです。要旨は次のとおりです。

1. 農業共済組合への果樹共済金の満額支払いの働きかけ。
2. 農業共済組合への果樹共済金の早期支払い（9月中旬まで）の働きかけ。
3. 今後の生産量確保のため栽培管理経費（農薬代、肥料代等）に対する助成。
4. 冷害による、品質低下が予測されるため、梨の販売への協力であります。

意見として

1. 共済金については、早急に支払いをしてもらいたいこと。
2. 椎茸等に被害が出たときには助成を受けたことはない、つまりそれぞれが努力してきた経緯がある。又口蹄疫等と一緒にしてはいかがなものか。
3. 今年は霜冷にかかわらず、他の作物等々も影響があったなど様々な意見が出されました。

審査の結果、賛成多数で採択と決しました。

陳情第11号 口蹄疫による市場延期に関する陳情

本陳情は、玖珠町大字帆足357-1、J A玖珠九重肉用牛部会長、宿利英治氏外4団体から提出されたものです。要旨は次のとおりです。

1. 5、6月市場出荷予定子牛をやむを得ず市場以外で販売しても、市場販売と同等扱いとしていただく協力。
2. 肉用牛繁殖経営支援事業の要件緩和を全国平均価格（基準価格38万円）から各県市場販売平均価格にさせていただく協力。
3. 大分県に保留牛対策として育成費の助成措置をしていただく協力。
4. 5、6月市場出荷予定子牛を保留した場合、玖珠町、九重町が実施している優良雌牛保留事業と同額分を助成していただく協力。
5. 5、6月市場出荷予定子牛を導入（預託牛）する場合の要件緩和を設けていただく協力。
6. その他、口蹄疫に係る特別支援対策及び長期型の経営安定対策事業を実施していただく協力。

意見として

- ① 6月9日に新たに都城市でも発生したが、そのへんは大丈夫か。
- ② 町から早く市場の開催を要望してもらいたい。
- ③ 市場の開催が緊急な課題であり強く要望することなど、様々な意見がだされました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました請願1件、陳情2件につきまして、審査結果の報告を終わります。

なお、6月17日午前10時より議長の許可を得て常任委員会を開催し、口蹄疫に関する協議を行った結果、議員発議で意見書（案）を提出することとなりましたので、報告いたします。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 陳情第6号、梨の晩霜冷被害に対する陳情ということで、この陳情は玖珠九重農業組合の組合長、そしてまた玖珠九重の梨部会長の名前で提出されておりますけども、これは、まず1番は、これはもちろん九重の議会にも提出されているのかということ、それともう1つは、こ

の梨部会の総額出荷価格ですね、例年のその総出荷価格とかそういうのはいくらぐらい生産量、価格があるのかということは、委員の中から出ませんでしたでしょうか、そこら辺。

○議長（藤本勝美君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（宿利俊行君） まず1点目ですけどですね、これは今秦議員さんがおっしゃるように、九重との問題もありまして、十分、今後九重町とも相談をして取り組んでいきたいということですね。

2点目の年間の総出荷価額については、そういった質問はあっておりません。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。文教民生常任委員会報告を行います。

平成22年第3回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、請願1件について、6月10日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第49号 平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,809万8,000円とするものであります。

この補正の主な要因である歳入の繰入金は、歳出の増を補うために基金より増額補正するものであります。この歳出増の要因は、国保の非自発的退職者の保険税軽減制度の導入が本年より始まり、その電算システム改修費の増額、老人保健医療費拠出金の確定による増額、国の出産育児一時金補助金の確定により増額するものであると説明がありました。

委員より、老人保健拠出金について、平成20年度よりも平成21年度が全体に増えているのではと質問があり、執行部より、老人保健制度が平成19年度でなくなり、平成20年度より後期高齢者医療制度へ移行したが会計の方は清算事務がまだ残っており、医療機関等からの請求があれば処理を行っているが、拠出金は大きく減少していると説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第50号 平成22年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

本案は第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210万9,000円とするものであります。

歳入の主な補正要因は、一般会計からの繰入金を減額しているが、理由は医療機関の請求取り下げに伴い社会保険診療報酬支払基金からの返納金が生じ、その受入れにより一般会計繰入金を減額するものであり、歳出は、平成21年度精算金の額の確定により、還付金が生じたため、社会保険診療報酬

支払基金へ還付するものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第51号 平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の介護保険の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算内での組み替えによる補正を600万円とするものであります。主な要因は、現行の介護保険と医療保険にある高額サービス費制度に加えて、平成20年4月に、医療及び介護の高額負担を軽減するため、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」制度が導入されたことによるものです。

これは、毎年8月から翌年7月までの1年を単位とする合算制度であるが、初回は、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月が対象となることによるものです。このため、請求が12月に出され、国保システムによる確認の上、2月に確定したため、当初予算では額の確定が難しい状況でありました。今回、5月の第一回支払い額が251万と高額であったことから、今後を推計し、高額介護サービス費より、高額医療合算介護費へ600万円の組み替えを行いたい。と説明がありました。

委員より、これから高齢者や認知症の人が増えているが、職員数について適正かと意見がだされました。執行部より増員はしたいが、このような厳しい状況下であると説明がありました。

委員より、高額医療合算介護サービス費が1,000万円となるが、予算的に大丈夫なのかと質問がありました。執行部より、現在の請求金額より、1件あたり3万円から4万円、月平均60件として算出している、夏から秋は利用者が増加し、冬は減少するので概ね大丈夫と思うが、大きく変われば12月あるいは3月議会にて補正を行いたい。と説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 請願第2号 義務教育国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願書について

本請願は、大分県教職員組合玖珠支部執行委員長平原一幸氏ほか1名より提出されたものであり、紹介議員は佐藤左俊氏であります。

本請願の趣旨は、子どもたちに教育の機会均等と教育水準保証をするための義務教育費国庫負担制度について負担率2分の1に還元することと制度の堅持・学校現場に必要な教職員数と人材を確保すること・教育予算の充実のため、国の予算を拡充してほしいというものであり、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の政府機関への提出をお願いしたいというものであります。

本委員会では義務教育の大切さ、本町教育行政の実状などを重視し、請願を全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案3件と請願1件について、審査結果の報告を終わります。以上です。

○議 長（藤本勝美君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。



質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議 長（藤本勝美君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 賛成意見の発言はありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議長(藤本勝美君) 日程第3、これより採決を行います。

議案第45号から議案第47号までの3議案は、条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第45号から議案第47号までの3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第45号から議案第47号までの3議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号は、平成22年度玖珠町一般会計補正予算についてであります。委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします

議案第49号から議案第51号までの3議案は、平成22年度特別会計補正予算についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

議案第49号から議案第51号までの3議案については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第49号から議案第51号までの3議案は、原案のとおり決することにいたします。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願2件について採決を行います。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願書について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応を求める意見書の提出に関する請願書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情2件について採決を行います。

陳情第6号、梨の晩霜冷被害に関する陳情について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(藤本勝美君) 起立多数です。着席ください。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第11号、口蹄疫による市場延期に対する陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤本勝美君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第11号は、採択することに決定いたしました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長(藤本勝美君) 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より9月定例会まで、別紙議員派遣について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

## 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（藤本勝美君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託について、お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、高校再編問題特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、道の駅・運動公園調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

## 日程第6 議員発議

### ・意見書（案）の提出について

○議長（藤本勝美君） 日程第6、議員発議を議題とします。

お手元に配付してあります発議第4号、第5号及び第6号が提出されています。これを直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 6 番河野博文君。

○6 番（河野博文君）

発議第4号

平成22年6月18日

玖珠町議会

議長 藤本勝美 殿

提出者	玖珠町議会議員	河野博文
賛成者	々	工藤重信
々	々	高田修治
々	々	秦時雄
々	々	後藤勲

義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）

学校教育の充実のために、日々ご努力されていることに深く敬意を表します。

さて、現在多くの都道府県で、こどもたちの実態に応じてきめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

このように、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとってきわめて重要なことです。しかし、GDPに占める教育費の割合で考えると、日本の教育予算は、OECD諸国の中でトルコついで下位から2番目となっており、子どもに関する公的支出は先進国最低レベルと考えることが出来ます。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことや地方交付税が削減されたことで財政が圧迫され、自治体によっては教育予算といえども現状維持すら厳しくなっています。

教育の機会均等の観点から、子どもたちが全国どこに住んでいても、一人ひとりきめ細かな教育を保障するためには、30人以下学級や複式学級の解消などの教育条件整備が必要です。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。財政論をふまえつつも、教育論の観点から、

次の事項の実現について強く要望いたします。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分に1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 2 きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

大分県玖珠町議会

議長 藤本勝美

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
総務大臣	原	口	一	博	様
財務大臣	野	田	佳	彦	様
文部科学大臣	川	端	達	夫	様
内閣官房長官	仙	谷	由	人	様

以上です。

○議長（藤本勝美君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。着席ください。

よって、本意見書（案）は、可決されました。

次に、発議第5号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 8 番 宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君）

発議第5号

平成22年6月18日

玖珠町議会

議長 藤本勝美 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿利俊行
賛成者	々	尾方嗣男
々	々	柳井田英徳
々	々	江藤徳美
々	々	片山博雅

肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応を求める意見書（案）

平成22年4月、宮崎県で発生した口蹄疫は、その後も拡散し続けて、同年5月31日現在、247戸・164,057頭（ワクチン接種による約12万5千頭は含まず）が殺処分の対象となっており、九州管内の畜産業は勿論のこと、社会・経済活動に計り知れない大打撃を呈しています。この現状下にあっても、処分は遅延を来し、更に、今なお拡散しています。すでに、「九州は危ない」、「九州からの関係者は、市場来場をご遠慮下さい」との状況からして、九州管内の各種市場販売は困難を極めることが想定されます。

今日、このような状況に至ったことは、家畜伝染病予防法に指定をされ、ウイルスによる感染力は極めて強力であることが判っているにも拘わらず、当該県及び国の危機管理意識の欠落に基づいた初期対策のあり方こそ起因をするものであることは明白であります。

国及び地方自治体にあつては、「行政の責任」において、直接被害と併せて、九州管内の畜産経営の危機的状況に即した支援事業に早急に取り組むと共に、経営継続の見直しがたち、その後に、再生が確認出来るまでの間は、諸制度の見直しと、更なる充実を図りながら、各種支援事業に取り組んで頂くことを強く求めるものであります。

#### 記

一．肉用子牛生産者補給金制度並びに肉用牛繁殖経営支援事業について、適用される平均販売価格は全国一律の平均価格であるが、今後、再開される九州管内の家畜市場価格については、全国平均価格より大きく下落することが予想される。

については、九州管内市場に上場する生産者に対し、特例として、同制度における販売平均価格について、九州管内の市場平均価格を適用し、更に、四半期毎の対応でなく、毎月ごとの対応をして頂きたい。

一．肉用牛肥育安定特別対策事業について、現在、生産者拠出金については搬出制限区域内の肥育生産者を対象に免除となっているが、搬出制限区域外の肥育牛生産者についても販売価格の下落、素牛導入が困難等、口蹄疫の影響は深刻である。

については、九州管内の肥育生産者に対しても生産者拠出金を免除して頂きたい。

一．市町村等においては、今回の口蹄疫対策として、畜産農家等に対して独自の防疫対策及び経営支援事業を行っています。

更に、口蹄疫の終息が全く予想できない今の状況下では、今後も、より一層の対策を進めていく必要があります。しかしながら、財政力の脆弱な市町村においては、これらの対策に要する経費が、市町村財政を圧迫していくことは必至です。については、市町村においてこれまで実施した独自事業、及び今後の対策に係る経費については特別交付税措置として頂きたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

大分県玖珠町議会

議 長 藤 本 勝 美

衆議院議長	横 路 孝 弘	様
参議院議長	江 田 五 月	様
内閣総理大臣	菅 直 人	様
内閣官房長官	仙 谷 由 人	様
農林水産大臣	山 田 正 彦	様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦	様
総 務 大 臣	原 口 一 博	様

以上。

○議 長（藤本勝美君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。



(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第5号、肉用子牛生産者補給金制度・肉用牛繁殖経営支援事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業の見直しと、口蹄疫に対する防疫、経営支援事業の独自対策に係る支援経費の特別交付税措置での対応を求める意見書（案）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席願います。

よって、本意見書（案）は、可決されました。

次に、発議第6号、口蹄疫対策充実強化を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 8 番 宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君）

発議第6号

平成22年6月18日

玖珠町議会

議 長 藤 本 勝 美 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿 利 俊 行
賛成者	々	尾 方 嗣 男
々	々	柳井田 英 徳
々	々	江 藤 徳 美
々	々	片 山 博 雅

口蹄疫対策の充実強化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 口蹄疫対策の充実強化を求める意見書（案）

宮崎県で発生した口蹄疫の被害は長期化の様相を呈しており感染の拡大防止のため、日本国ではじめてワクチンが使用され現地では封じ込めに最大限の努力をしているところであります。九州各県においては様々な防疫対策を講じ感染予防に努めながら、緊急経営支援対策で一時を凌ぐ状況であり、一日も早い休息宣言を願うところです。

九州の各家畜市場が中止及び延期になり子牛の出荷販売が停止され、生産農家の経営悪化が危惧されております。大分県においても5月26日に発表された6月市場の開催延期、中止発表で生産農家は見通しの立たない先行き不安を隠しきれません。これ以上、家畜市場の開催が延期されれば子牛価格の暴落が予想され、更には、肥育農家も導入が出来ず出荷計画が立たない状況となります。

これまで国におかれては、発生以来、鋭意各種対策に当たられていることは承知しておりますが、国の口蹄疫に対する認識の甘さや、初動対応の指示の遅れなどを指摘する声も上がっており、尚一層の措置をお願いするところであります。

つきましては、こうした状況を踏まえ、下記の事項につき国の責務において実施されることを強く要望いたします。

### 記

1. 口蹄疫の影響により出荷ができない畜産農家の飼料代等の経費及び出荷遅延による損失を全額補てんすること。
2. 出荷停止等により収入が途絶える農家に対して、一時金の給付など支援対策を講じるとともに、経営継続の支障が生じることのないよう、宮崎県と同等に無利子の運転資金の融資を速やかに講じること。
3. 地方自治体や関係機関が独自の対策を講じる場合は、地域に裁量権を与えた上で、特別交付税を含む十分な財政措置を講じること。
4. 感染経路の解明、発生及び感染の防止対策に全力を尽くすとともに、万全かつ抜本的な予防策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

大分県玖珠町議会

議長 藤本勝美

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	菅直人	様
内閣官房長官	仙谷由人	様
農林水産大臣	山田正彦	様

総務大臣 原 口 一 博 様

財務大臣 野 田 佳 彦 様

以上です。

○議 長（藤本勝美君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第6号、口蹄疫対策充実強化を求める意見書（案）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

発議第6号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（藤本勝美君） 起立全員です。着席願います。

よって、本意見書（案）は、可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

○議 長（藤本勝美君） ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。閉会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

平成22年第3回玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は、去る6月7日から本日までの12日間にわたって開かれ、専決処分の承認案件10件、人事案件1件、条例の一部改正案件3件、平成22年度補正予算案件4件の計18議案と報告案件2件を上程させていただいたところでございます。

議員各位には、それぞれの議案について、慎重なるご審議を賜り、いずれの案件もご承認してをいただきましたことに対し、先ずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また本定例会開催中、議案質疑、一般質問、委員会審議などにおきまして、町政全般にわたり真摯なご議論と、多くのご意見をいただきました。議会は神聖な場であり、議場で議論、討論された事案は尊重されなければなりません。

こうしたご意見、案件につきましては、可能な限り町政の反映されるよう、今後内部討議をさらに進めてまいりたいと思います。

いよいよ梅雨を迎えております。この時期は時として集中豪雨に見舞われることがあります。今回の定例議会では、災害対策に万全の体制で臨めというご指摘もございました。突然の災害にも対処できるよう防災に万全を備えたいと考えております。

なお、7月1日は今年で9回目を迎える、「玖珠町環境保全の日」でございます。今年も例年どおり、7月4日（第1日曜日）でございますが、午前8時よりメルヘン大橋からB&G海洋センター付近までの玖珠川河川敷の清掃活動を計画しております。なにかとお忙しい中、議会議員の皆様にもぜひご参加をいただきたいと思っています。また、町内各種機関、団体、企業、自治会にも参加要請しているところでございます。こうした活動を通じて、環境問題や美化運動が広く町民の皆様にも根付いていけばと思っています。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意のうえ、引き続き町政発展のため、ご活躍されることをお願い申し上げて、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤本勝美君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は、去る6月7日開会以来、本日まで12日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましては終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切に妥当な結論を得まして、厚くお礼を申し上げます。加えて議会運営にご協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、今年もすでに梅雨に入りましたが、天候不順が続いており、農家にとってはこれから先いろいろと支障をきたしてくることが危惧されます。また、宮崎県で発生した口蹄疫は終息の目処もつかず、今なお大分県玖珠町にも多大な影響を与えております。徹底した防疫により早期の解決が求められております。

中央においては、鳩山政権から菅政権へ移行し、参議院選挙の時期も決定され、政局は予断を許さない状況となっております。このような昨今の情勢の中ではありますが、執行部はもちろん、議員各位が町民の負託に応えるべく、英知を絞り、玖珠町の発展に向け努力していかねばと決意を新たにしているところであります。

これをもちまして、平成22年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月18日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員